

## 令和元年白老町議会定例会 5月会議会議録（第1号）

令和元年 5月 7日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時44分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第1号）

第 5 議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 報告第 1号 専決処分の報告について

（平成30年度白老町一般会計補正予算（第13号））

第 7 報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

---

### ○会議に付した事件

議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 1号 専決処分の報告について

（平成30年度白老町一般会計補正予算（第13号））

報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

---

### ○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

9番 及川 保君 10番 本間 広朗君  
11番 西田 祐子君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田 安彦君
副町	長	古俣 博之君
副町	長	岡村 幸男君
教 育	長	安藤 尚志君
総 務 課	長	高尾 利弘君
財 政 課	長	大黒 克巳君
企 画 課	長	工藤 智寿君
農 林 水 産 課	長	富川 英孝君
生 活 環 境 課	長	本間 力君
町 民 課	長	山本 康正君
経 済 振 興 課	長	大塩 英男君
上 下 水 道 課	長	本間 弘樹君
建 設 課	長	下河 勇生君
健 康 福 祉 課	長	久保 雅計君
子 育 て 支 援 課	長	渡邊 博子君
高 齢 者 介 護 課	長	岩本 寿彦君
学 校 教 育 課	長	鈴木 徳子君
生 涯 学 習 課	長	池田 誠君
消 防	長	越前 寿君
病 院 事 務	長	村上 弘光君
経 済 振 興 課 参 事		白杵 誠君
建 設 課 参 事		舛田 紀和君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	高橋 裕明君
主 査		小野寺 修男君
書 記		村上 さやか君

---

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日5月7日は休会の日ですが、議事の都合により特に第1回定例会5月会議を再開いたします。なお、本年5月から元号が新しく令和になりましたので平成から令和の読み替えにより進めますので、ご承知おき願います。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員、11番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和元年白老町議会第1回定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和元年第1回定例会5月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、一般会計の補正予算1件、条例の一部改正1件、専決の報告2件の議案4件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから5月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
これで、委員長報告は報告済みといたします。

---

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。  
戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和元年白老町議会第1回定例会5月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

「民族共生象徴空間ウポポイ開設1年前街頭啓発」についてであります。去る4月24日にウポポイ開設1年前を迎え、白老駅前及び大町商店街において街頭啓発を行いました。

当日は、白老町、胆振総合振興局、白老アイヌ協会、アイヌ民族文化財団、白老観光協会、白老建設協会、白老青年会議所及び白老ライオンズクラブの職員並びに会員約50名の参加により、ポケットティッシュなどの配布や、旗の波による街頭啓発を実施しました。

開設まで残り1年を切り、本町といたしましても、限られた時間の中で、町内外に向けてさまざまな方法で情報発信を行い、町民の機運醸成やウポポイの周知活動を行ってまいります。

なお、本5月会議には議案2件、報告2件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） これで行政報告は終了いたします。

---

◎議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算第1号を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議1-1をお開き願いたいと思います。議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,674万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億4,674万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月7日提出。白老町長。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正、1歳入、次ページの2歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

2款総務費、1項7目財政管理費、(1)財政管理事務経費 338万円の増額補正でございます。緑丘2丁目の旧職員住宅跡地の町有地を今後売却するための経費の計上であります。当該敷地は現在4つのブロックに分かれており、総面積は約3,000平方メートルございます。各ブロックの間には町道がありますが、現道部分と図面がずれておりブロック境界を見直し改めて区域を確定する必要があること。また、西側の町道敷地の分筆も必要なことから分筆測量経費として委託料316万5,000円を計上すると共に、不動産鑑定士として手数料21万5,000円を計上するものでございます。財源は一般財源であります。同額土地売払収入を見込んでございます。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)プレミアム付商品券発行事業1億5,877万8,000円の新規計上でございます。このたび販売するプレミアム付商品券は、消費税、地方消費税10%への引き上げが低所得者及びゼロ歳から2歳までの子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とする国の事業であり、プレミアム付商品券の販売を行う市町村に対し、その実施に必要な事業費及び事務費を国が全額補助するものでございます。私からは予算計上額についてそれぞれ説明をいたしますが、事業の内容や今後のスケジュール等につきましては、後ほど別紙資料にて担当の健康福祉課長より説明をいたします。

それでは3節職員手当等は職員の時間外手当の計上であります。4節共済費及び7節賃金におきましては、6月から来年3月まで2名の臨時職員を雇用するための経費であります。9節旅費は説明会出席のためのものでございます。11節需用費417万2,000円は用紙やプリンタートナー等の消耗品と商品券など印刷のため印刷製本費の計上でございます。12節役務費253万6,000円は郵便料など通信運搬費、振込扱い手数料の計上でございます。13節委託料266万6,000円は商品券発行管理システム処理業務委託料でございます。18節備品購入費19万7,000円はプリンター2台の購入費であります。19節負担金補助及び交付金1億4,375万円は商品券の代金で、対象者は低所得者5,500人、子育て世帯を250人合わせて5,750人と見込み、購入限度額2万5,000円を掛け合わせて算出しております。財源でございますが、国庫支出金の事務費分が150万2,800円。商品券のプレミアム分5,000円に対する補助金が2,875万円。雑入として商品券販売収入1億1,500万円を充当し一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、2項5目こども発達支援センター費、(1)専門機能確保支援事業経費34万4,000円の増額補正であります。こども発達支援センターにおいて機能訓練を行う場合、

作業療法士又は理学療法士等を配置することになっており、現在欠員募集を行っているところではありますが採用には至っていないことから、北海道リハビリテーション専門職協会に対し5月から月に2回派遣してもらうための委託料を計上するもので、単価は1回あたり1万5,000円として委託するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4款環境衛生費、1項3目予防費、(1)緊急風しん抗体検査等事業 438万2,000円の新規計上であります。本事業は国平成30年度2次補正予算で可決成立した緊急風しん抗体検査等事業で、特に抗体保有率が低い昭和37年から昭和54年生まれ、現在39歳から56歳の男性に対し予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間全国で検査し無料にて接種を実施するものであります。1年目の今年度は、昭和47年から昭和54年生まれの男性を対象とし、抗体検査受検見込み人数266人に転入者等も考慮して300人の抗体検査費用を計上するとともに、検査が陰性の方を55人と見込み接種費用を計上するものでございます。その他、事業実施のため職員の時間外手当のほか、臨時職員の1カ月分の賃金及び共済費や消耗品等の事務費を計上しております。財源は、事務費及び抗体検査費用の2分の1を国庫補助金として161万9,000円が交付され、残りの2分の1及び予防接種費用は一般財源となります。なお、一般財源のうち予防接種費用におきましては、9割を交付税により措置されることになっております。

次に、2項1目環境衛生諸費、(1)環境行政推進経費19万5,000円の増額補正でございます。環境パトロール車につきまして、当初予算にて購入経費を計上し購入手続きを進めておりますが、納車が7月になるため納車までの業務に支障をきたすことから5月から2か月分車両を借り上げることとし賃借料を計上するものであります。財源は一般財源であります。(2)環境パトロール車購入事業33万7,000円の減額補正であります。入札による差金を減額するもので、財源はふるさと寄付金基金繰入金と同額減ずるものでございます。

7款商工費、1項1目商工振興費、(1)白老駅北整備事業補正額はゼロで、節及び細節の金額の移動であります。本事業の当初予算経常額は基本計画に基づく積算数値であります。本年3月に完了した実施設計業務を実施した結果、外構工事で実施することとしていた屋外看板や街灯制御盤、さらに備品購入費で当初計上していた展示棚などの作成家具などインフォメーションセンター建設工事に含めて施工するものとしたことから、議案書に記載のとおり白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事及び施設用備品を減額し総額をインフォメーションセンター建設工事に加えるものでございます。以上で歳出の説明を終了させていただきます。

歳入の説明であります。財源の説明のみさせていただきます。6ページをお開きください。21款繰越金前年度繰越金330万2,000円ありますが、歳入不足分の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 私からプレミアム付商品券事業の概要についてご説明させていただきます。資料につきましては、この補正予算の最後のページについております補正予算第1号要求説明書資料をごらんいただきたいと思います。プレミアム付商品券事業の概要といたしましては、財政課長からお話がありましたが、消費税・地方消費税10%への引き上げが低所得者、子育て世帯ゼロ歳から2歳児のいる世帯、こちらの消費に与える影響を緩和すると共に、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として国の補助金100%を活用してプレミアム付商品券の販売を行うものであります。

1、購入対象者でございます。こちらにつきましては、令和元年度住民税非課税者、課税基準日は平成31年1月1日現在となりまして、今後住民税の税額を確定する段階で非課税者になる方が対象となります。また、非課税者のうち課税者の扶養になっている方は該当致しません。また生活保護者の方は該当致しません。2番目としまして、3歳未満の子が属する世帯の世帯主。こちらは2019年6月1日が基準日となります。3歳未満というのは平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれたお子様のいる世帯の世帯主が対象となります。参考までに、6月1日が基準日でございますが、それ以降に生まれたお子様のいる方につきましては随時ご案内をすることとしております。

2、制度概要でございます。購入限度額につきましては、どちらの対象者も券面の販売額はつきましては2万円でございます。2万円を2万5,000円分使えるということで、5,000円分のプレミアムがつくということになります。また、3歳未満のお子様がいる世帯主につきましては、3歳未満のお子様の数がある分だけ購入することができるものでございます。割引率につきましては先ほど申し上げたとおり2万円を5,000円分のプレミアムがつくということで、20%のプレミアムということになります。また販売額につきましては、1冊4,000円で販売しまして5,000円の使用が可能ということになりまして、1枚あたりの券の金額は500円でございますので、500円を10枚綴り4,000円で販売するというようになります。またこちらにつきましては、一人2万5,000円まで購入可能となりますので、一冊が4,000円で販売しますので5回分購入することもできますし、5回分をまとめて一括で購入することもできることとしております。商品券の使用可能期間といたしましては、ことしの10月から来年の3月末までを予定しております。取扱の事業所につきましては、町内の事業者を対象として6月から公募する予定としております。詳細につきましては、決まり今後次ページや広報でお知らせしていこうと思います。

3、本町における対象者見込み人数でございます。非課税者の見込みは約5,500人、転入する方の見込みを含んでおります。またこちらにつきましては、昨年度の住民税の非課税の方の人数を参考としておりますので、当然これは前後することが考えられております。また3歳未満のいる方の世帯につきましては、こちらにも転入する方の見込み等を含めまして約250人と見込んでおります。

4、事業展開のイメージでございます。今回の商品券の取り扱いする業者の募集いたしまして、5月からと書いてありますが6月から随時募集して1月末まで募集しようと考えております。募集の方法につきましては、また改めて先ほど申し上げましたが広報等でお知らせをするつもりで考えております。対象者の抽出につきましては、6月から随時行いまして、7月下旬ぐらいをめどに対象者と思われる方にお手紙をお送りして購入の申請書を申請していただくということになります。また、購入申請書の受付につきましては、7月下旬から2月末までを予定としております。購入引換券につきましては、9月下旬から送付しまして2月末まで随時申請された方にお送りします。商品券の引き換えにつきましては、9月下旬から2月末までを商品券の引き換え期間としております。商品券の使用できる期間は10月から3月末までと考えております。3歳未満のいるお子様世帯につきましても同じようになりますが、先ほども申しましたが転入された方につきましては随時ご案内をして購入引換券をお送りするというように考えております。ちなみに、事業所の方の購入代金の支払いにつきましては、今のところ考えておりますのは、1カ月締めで翌月の10日までに請求いただければ2週間以内にお金をお支払いすると考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。プレミアム付商品券事業について1点質問させていただきます。まず、これが全国的に展開されて特に低所得者や子育て世帯に対する手厚い温かみのある事業と受けとめていましたが、若干計算させていただくと本町における対象者の見込み人数、非課税世帯者と3歳未満の子育て世帯。この方たち5,500人と250人が販売額2万円全ての対象者が万度に買った場合の予算充当ですよ。そうすると、予算執行上相当周知をしていかなければこれだけの達成は見込みにくいのかと。実際にこれまでも類似した形で、これらの補助率がなかったにせよプレミアム商品券の販売商工会等々ご尽力いただきまして、こういった事業にも取り組んでいたと思うのですが、なかなか追加販売をしたり情報が一部のみに集中してしまっているのではないかと懸念もあつたかと思うのですが、このあたり周知についてどのようなお考えをお持ちかもう少し詳しくお願いします。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） まず人数の関係でございますが、最大の人数を予算として取っております。増額の方はあまり考えていないところでございますので、この人数ということでございます。転入者のお話をさせていただきましたが、前の市町村でこの購入の権利のある方が途中まで、例えば5回分あるのですが2回分だけ引き換えをして3回分残っている場合、こういう対応もして白老町でやる。逆のことも言えるのですが、多少



多めに見ておかないと購入できなくなる可能性があるものですから、若干余裕を見て人数の方は見積もっているところでございます。また、周知の方法につきましては、対象となる方にお手紙をお送りして、こういう制度がありますので是非ご活用くださいということもありますし、折を見ていろいろな機会の方がありますので非課税対象者の方また3歳未満のお子様の方につきましても、我々は新生児検診もありますし1歳児検診、2歳児検診もありますので、そういうところでも機会を見てご説明していこうと考えておりますし、お問い合わせがあれば随時お答えしていこうと思っておりますし、広報にも当然折込などをして毎月何か情報を提供するというように考えておりますし、また購入の機会をなるべく多くしようと考えておりますので、例えば10月の年金が支給された後に購入の機会を設けるとか、その後の状況を見て例えば10月だけで行くと5回買える権利があるのですが2回分しか買われなかったことも当然考えられますので、そうすると年末にまた引き換えをしようという方がいるとも思いますので、その辺は状況を見ながら、例えば12月の年金支給日あたりを設定して、その辺でまた町内である程度引換券を購入できるような場を設けようと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず、広報の周知については十分に理解できました。複数回、例えば各月ごとに1ページも設ける。というのは、これは大変いい事業だと思うのです。低所得者の方や子育て世代に対して対象が明確であって、さらにこれが町内事業者に対しても大きな経済効果が期待される事業、億単位の販売額になりますので。この中でもう1つ言いたかったのですけれども、購入機会の保証という部分についても今回、例えば年金の支給日に合せた形とか、どういった購入の機会を保証していくのか。そういったタイミングの期を捉えて行なっていくと十分に理解できました。この執行率を上げていくべきだと思うのです。この執行率を上げていくために特に低所得者や子育て世代の方たちにこの白老町の中で消費を喚起したり、またこの町で暮らしやすさを感じたり安心感をつくり出していくいい事業、機会と捉えていますので、そういった部分で周知を図っていく必要が十分にあると思います。最後に取扱の事業所についてですが、これは平たく言えば使い勝手がいい形が必要になってくると思うのです。取扱の事業所についてもなるべく広く、特に子育て世代や低所得者の方たちが使いやすいような環境を整えていくという意味でも事業者の確保というのも大事だと思うのです。それに対して再度伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 事業所の確保につきましては、商工会の会員さんとかその他の団体の会員さんを含め、加盟されていない事業者につきましてもご案内を申し上げたいと思っておりますし、前回は商品券1,000円単位である程度販売して1万円だったのですが、今回は5,000円単位でなおかつ500円ずつ使えることにしてございま

すので、これにつきましてはなるべく回数を多く使って負担軽減ということで今回 1 枚単位の金額を 500 円で販売しようと考えているところでありますので、その辺もご理解いただければと思います。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。ただいまのプレミアム付商品券発行事業について何点か重ならないように伺いたいと思います。今回低所得者と子育て世代の家庭への支援ということで負担が重くなる逆進性をなくするということから課長の説明を聞いていてかなり細かく、本当に徹底できる形を取っているということで、せっかく国から出されてくるお金で町負担ではないものですから返すことのないような方法、策をとっていただきたいと願っているものですが、もう 1 回確認なのですが、非課税世帯者となっていますが、非課税世帯者でも家族に課税世帯者がいればこれは対象にならないと思うのです。その辺の説明をきちんとしなければわからないで自分は非課税なのに貰えないとかいろいろな意見が出てくると思うので、この辺の説明が十分必要になるのではないかと思います。それともう 1 点、分割で買えると。ひとり親家庭もいらっしゃいますし低所得者ということで、今までのプレミアム付商品券というのは全世帯が対象でしたので大きなものを買いたいとかそういう方がまとめて買ってもらったりとかいろいろな方法、それぞれが十分競争のように買って売っていましたが、今回は低所得者ということで 2 万円のお金を一度に出せない世帯がいるのではないかと私も心配していたのですが、今回分割方式で買えるということ、このことはきちんと相手に伝わるようにしっかりやって、お金のあるときに 4,000 円を出せば 5,000 円の買い物ができることを本当に徹底していただきたい。いつも行政で言われる周知というのはするのですけれども、低所得者高齢者、若い子育て中のお母さんはいろんな書類をあまり見ません。見ないということを前提の中で出しなさいというのもおかしいのですが、その辺を頭において実施していただきたいと思いますが、その辺の考えを伺いたいたいと思います。もう 1 点、これは国の発行の券で今までは町でプレミアム商品券ということで商工会を中心に行っておりましたけれども、今回は 国がということなのですが、あくまでも町村の販売を促進して財政的な支援をしていくということでは町内に限るということでよろしいのかどうか、その点を伺いたいと思います。風しんのところで伺いたいと思います。予算のときに私も質問をしておりましたので何点か確認を含めて伺いたいと思います。これは 39 歳から 56 歳までが対象なのですが、先ほど 266 人が対象で町外から来た方を含めて 300 人が対象ということで伺いましたけれども、対象人数はもっと多いのではないかと思います。これは受ける人数を目標として出されているのか、それとも 3 年間で 90% に持っていくという、3 年間の目標値を持つての 266 人プラス町外からの流出者からの 300 人なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） まず、プレミアム付商品券の件でございます。吉田議員

もおっしゃられました非課税世帯ということでございますが、例えば息子さんとお父さんお母さんが同居して世帯一緒でいられる場合、父さんとお母さんが非課税であって息子さんが課税であるという場合においては、こちらは課税世帯ということで対象にはなりません。課税される方に扶養になっている場合、それも対象にはなりません。例えば白老町内にお母さんが居て東京とか札幌に息子さん娘さんが住まれて、そちらに税金上の扶養になっている場合、その扶養している息子さんなり娘さんが課税している場合、課税世帯という扱いになりますのでこちらも対象にはなりません。その場合、相手側の市町村に所得の状況等を照会して非課税かということ調べなければならぬので、これには若干時間を要することがございますが、町としましては申請を受けた段階で税の照会をすることに同意していただいた上で本町のほうで買う権利があるかどうかということで判定をさせていただきますので、そのように事務は進めていくこととなりますので、課税の方が一緒に世帯に入ると該当にはならないということになります。また、販売機会の関係でございまして、今のところこちらで考えておりますのは、引換券というのをお送りした場合3歳未満の例でいきますと、購入引換券がありまして、用紙の下のほうに5回分スタンプを押せるような欄を設けて1回目、2回、3回目、4回目、5回目と購入の引き換えが終わると1回目のスタンプが押される。5回分まとめてやると5回分のスタンプが押されるのでこちらはもう購入できないこととなりますので、その引換券で残りの回数を判断していただくと考えております。購入する機会が非課税者とかひとり親世帯とおっしゃられておりましたが、10月児童手当が支給される月になると思われまして、また、ひとり親ということであれば12月に児童扶養手当が支給されますので、先ほど年金支給日15日ということでございますが、手当の支給日も10月であれば7日前後、児童扶養手当であれば12月の11日前後、そのあたりで現金が振り込まれますので、そのお金を利用して少しでも商品券を購入していただければと思います。年金の方ばかりではないのですが、そういう方にも裾野を広げてできるのかと考えているところではあります。町内の事業者かどうかということですが、基本的に町で考えているのはあくまでも町内の景気浮揚といいますか、低所得者対策と合わせて経済活性化ということでございますので、町内の事業者のみに限定と考えているところでもあります。

続きまして、風疹のほうでございまして、対象者が昭和47年4月2日から54年4月1日生まれの男性につきましては、3月現在で男性は670人おります。このうち子供の頃に風しんにかかっている方も多分結構いらっしゃるのではないかと思いますので、そういうことを勘案しながら実態として転入者も含めて約300人対象者がいるのではないかと、一応ある程度国から示されている数値を利用してやっているところでもありますので、風しんでもありますからもしかしてご本人自体がかかった自覚がない可能性もありますし、かかった自覚がある方であれば抗体があると思いますので、その辺の見極めが必要なところがある方については、やはり検査を受けていただいて、なければ予防接種していただく、抗体を

持っていただくということになります。そういうことで約 300 人と見込んでいるところでございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

○5 番（吉田和子君） プレミアム付商品券は交通弱者等、いろんな高齢者の低所得者に対しての配慮もされていますし全員が本当にその恩恵に浴しながら、また町の財政にも反映するという形でしっかりと、受けられなかった、後からわからなかったということがないような、最終的に受けれるはずの人が受けられないということは個別の啓蒙も必要ではないかと思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

風しんについて、今対象の人数を伺いました。670 人いるということで 300 人をやっていくと先ほども伺いましたように国で言っている 90%という目標に達していくのかどうなのか確認をしながら、この 670 人の人たち本当に抗体があるのかどうなのかということをししっかりと見極めていかなければならないと思うのです。これはなぜかということ、妊娠中の方がこの風しんにかかると先天性風しん症候群となるのです。そうすると難聴とか白内障とか心臓の疾患ということで亡くなっている方もいらっしゃるのです。妊娠になってからわかっても打てないのです。妊婦さんはその処理は何もできないのです。ですから、うったらその子供に必ず影響が出てくるということですから、しっかりと通知の方法というのは考えていかなければいけないのではないかと思いますし、それからもう一つは予算の中で申し上げましたけれども、働き盛りの年代であるということで企業の協力また受診体制、病院等の体制のあり方が必要になるのではないかという話をされましたけれども、今回予算に載ったということで、こういった対応、受診体制は整っているのかどうか、その点を伺います。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 風しんの検査の関係でございますが、こちらにつきましては今回クーポン券を対象者の方にお送りするのですけれども、例えば職場での健康診断の中でも一緒にクーポンを出していただければ受けることができますのでそちらも可能でございます。参考までに、道内で抗体検査ができる病院の数が約 1,400 カ所ありまして、町内でいきますと 4 カ所の病院で検査と定期接種もできることになっておりますので、今回この予算が可決されましたら速やかに病院の関係者の方と打ち合わせをして事業を進めていこうと考えておりますし、企業についてもそういうご案内をして、こういう検査がございましたので積極的に受診していきたいということで勧奨はしていこうと考えているところであります。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

○5 番（吉田和子君） 最後にこれは健康福祉課にお願いなのですが、各企業に対して妊婦さんがいらっしゃるときに風しんにかかったという自覚症状がない方もいらっしゃるのです。でも妊婦さんにはうつるのです。そういう体制の中で、企業内に妊婦さんがいる場

合には抗体を持っていない方との接触は難しいことかもしれませんが、妊婦さんを想っていくという体制を取ることにも今後企業に課せられるという一つの重要な課題になってくると言われておりますので、企業さんとお話をするときに妊婦さんがいらっしゃるときにはもちろん気をつけなければならないと思いますけれども、これは子育て支援課のほうでしっかりとしていくべきだと思いますし、自分が注意していても働いていたりいろんな環境、自身もあまり人のいないところには出ないようにするとか、反対に働いている場合は会社の企業自体も妊婦さんを守る一つの方法を手段として取っていかなければならないということも今回の法改正の中で必要とされている、法改正載ったかどうかわかりませんが十分配慮してということもありますので、そういった配慮もお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 風しんの関係でございますが、妊婦さんの場合旦那さんがいらっしゃいますので、旦那さんの会社も含めての周知は当然必要だと思いますし、また今回対象ではない方につきましても検査を受けることができますので、もし自分でかかった記憶がないとか抗体がないのではないかという方につきましては随時検査をすることはできますので制度の説明含めまして広報等ホームページで周知していくことで考えておりますので、また2年目以降も制度は経過措置がありますので、これにつきましても改めて周知はして90%以上の目標にいろいろな手立てを使いながら子育て支援課とも連携したりとか、いろいろな機会を通じで周知をしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。プレミアム付商品券に関して私の確認したいことが1点ありまして、商品券を引き換えする窓口も全て健康福祉課になるのかどうか。というのは、商工会でやる場合は申請を受けて引き換えをするときにご自宅の近くで、例えばスーパーくまがいさんとか虎杖浜でしたらそちらの方面の店舗に引き換えしに行くことができたのですけれども、そういったサービスは考えていないのかが1点。財産管理事務経費で分筆測量業務委託料が出ましたけれども、以前象徴空間の職員の方のために老朽化した職員住宅の跡地を民間活力によってアパートなり住宅なりを建設してもらいたいと働きかけるといふ答弁をいただいた記憶がございますが、そちらがどのように進んでいるかが1点と、同時に歳入で既に売却の収入を見込んでいますので、この場でまだ話せるかどうかわかりませんが、相手先が決まっているようにも思うので話せる範囲で状況についての確認を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） プレミアム付商品券のご質問でございます。販売場所につきましても、現在考えているのは金融機関の方とも協議が必要なのですが、金融機関とまず取り扱いしていただくことで協議中ではございます。またそのほか、金融機関の所在し

ていない場所、例えば竹浦とか社台とか北吉原とかにつきましては各出張所や会館等を含め日にちを決めながら町内転々として販売をしていこうかと。確定申告の受付会場みたいに考えていただくとわかりやすいかと思うのですが、そういう販売はしていこうと考えていますし、また引き換えする場所につきましても前回の商品券の事業のときもどこで購入される予定ですかとかというところで、ここで購入されると丸をつけるところがありましたので、どこで購入するか大体わかれば我々としましても商品券を用意するのも非常に楽ですし、余分に持つことがないことは管理するリスクも減るものですから、お互いのいいところですり合わせながら商品券の販売については行なっていこうと。また先ほどもありましたように、10月だけで引き換えが終わるのかどうかと、購入した件数にもよりますから、そういう場合は先ほど12月ということも申し上げましたけれども、きめ細かく町内を回って少しでも利用していただけるような環境を整えて行っていこうと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 財産管理事務経費のご質問についてお答えいたします。今回の土地の測量及び不動産鑑定を経費につきましては、あくまで現在道路が原道と図面がずれているような状況から、すぐに売れる状況ではないということでこれを確定するために今回計上したところでございますが、目的としましては緑丘旧職員住宅を壊した段階で住宅地にするということで、あくまでもこれを売り払いという前提の中で整理すべきものと進めていくところでございます。もちろん現在、象徴空間のオープンに向けて移住促進という部分も含めて現在多数から町有地の問い合わせ等もございますので、これにつきましても早期に売れる状態にして売却したいという考え方でおります。売上収入を経費の財源として見込んでございますが、今回特別にこのような形を取っているわけではなく、やはり町有地を売るにあたって測量が必要な場合はこれを測量して、その測量費も土地代に上乘せして売却するというところでございますので、今回も同様の考えに基づいて計上しているものがございます。相手先は特に現在決まっているところはございません。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ご質問にありました住宅政策の関係のお話を若干させていただければと思います。検討させていただきたいということで以前私の方でお話をさせていただきましたが現在も検討はさせていただいております。ただ、検討するにあたっての現状の分析、例えば町内に民間のアパートとか住宅が何棟あるのかとか、入居状況はどうなのかというところで、本当に充足されているのか足りないのかという現状。今建設中の物件や今後建てるという情報も入ってきておりますので、それらをきちんと押さえた中で住宅政策をうっていかなければ、アパートがこれから建ってくる状況がある中で、逆に促進することがいいのかどうかを含めてきちんと押さえた中で案として出していきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。プレミアム付商品券については理解できましたし、きめ細やかに考えてくださっていることに感謝申し上げたいと思います。ぜひ、ほかの同僚議員もおっしゃっているように執行率を高めて景気が落ちないように努力していただきたいと思います。財産管理事務経費につきましては、今のお話でしたら売るときに何か条件をつけると聞こえたのですけれども、そういう意味合いでしょうか。工藤企画課長がおっしゃった売るときに更地になった状態で3,000平方メートルを売るといような売り方をするのか、それとも何かを建ててほしい、こういう条件で売りたいとやるのか、ちょっと理解できなかったのもう一度お願いします。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 土地の関係とは私は一切関係ないと言いますか、住宅政策としてのお話ですので財政課長で説明した今後ずれの部分を修正して売れるような環境にしたいというのはそのとおりだと思いますし、私が以前をご答弁させていただきました住宅政策の関係で、今どうなっているのでしょうかという現状をお話しさせていただいたので答弁が上手くなくてご理解しづらい答弁で大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 現在のところそのような条件をつけることは考えてございません。あくまでも宅地として分譲するという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 宅地として分譲というお考えで確認できましたけれども、何件か引き合いがあるというご説明もございましたが、その辺はやはり入札になるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、町有地を売却するにあたりましては皆さんに周知しなければならぬものですから、このような土地があって今町でこういう面接で売却しますとまずは広報に出して、当初やっている部分についてはまずは町内限定ということで最近はやっております。それでも申し込みがない場合は町外にも広げるという意味で、そのようなお問い合わせがあればそこと交渉するということも考えられます。また、場合によっては希望者が多ければ入札も考えられますので、最低の額をある程度示した上で入札をするという考えもございますので、今後の状況によってそのような手法を考えていきたいとは思っております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。緑丘の土地は学校も近いですし、町として売りやすい土地だと思うのです。町として住宅としての政策を政策的にあの土地を活用して地域力を上げるという考えはなく本当に宅地として売りに出す、そういう考えしかないとい

うことでいいでしょうか。再度の確認なのですけれども、例えば他の自治体で子育て住宅を建設してそこに子育て世帯を入れるとか、そういう政策的にもすごく利用できる価値のある地域ではないかと思ったので、こういう質問をいたしました。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 例えば子育てに限定してこの土地を売るとか内部では議論はしてございますが、そこを結論出すまでには至っていないことで、現在のところはそういう問い合わせもあったり、あるいは一戸建てにするのか集合住宅も考えられますし、そういう幅広い考えの中でまずは売れる状態にすることで今回の計上でございますので、まだその辺の具体的な方針というものは決定しておりません。ただ、ここだけに限らず他の町有地もございますので、それも含めて一体的にどのような売却するのか、庁内でも検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 9ページの同僚議員からもありました財産管理事務経費の町有地分譲測量業務委託についてです。これは旧職員住宅ということで、解体前から跡地利用についてはる議論されてきました。きょう測量業務委託についての説明があったので、まず利用するための測量だということはわかりましたけれども、今の議論を聞いていて、この土地については土地利用を政策的に誘導するという考えで測量委託をやっていますけれども、ここを含めて全体的な土地利用について企画課長から答弁ありましたけれども、その部分については理解されました。これまでの答弁ではまだ分譲、財産処分するということは決まっているみたいですが、どのような住宅を建てて3,000平方メートルをどういう区画にするかということは答弁にありませんでしたけれども、これからそういう形のマスタープラン的なものができてくるとお思いますけれども、できた素案の中でこれだけの土地、あそこの景観、状況を考えてと議会等にも素案の時点からこういう土地利用をしたい、こういう形で土地を売りますと議会のほうに協議されていくのかどうか、その辺だけまずお聞きしておきます。

次に、プレミアム付商品券ですけれども、るる議論ありましたけれど資料の中で消費税ですから間接税ですけれども、ここで議論はしませんけれども、ここで低所得者、子育てについてはわかります。低所得者が5,500人転入も含めておりますけれども、低所得者の階層、どういう部分の人が多いかということをお聞きしたいとお思います。これはあくまでも課税客体によってそれぞれ違いますけれども、仮に高齢者の夫婦世帯であればこの5,500人のうちどれぐらい占めるのか。こういう言葉を使っていいのかかわかりませんが、母子家庭の人はどれぐらいいるのか。あるいはこの前私も質問しましたけれども、179町村のうち163番目くらい所得が低いのですけれども、生産人口者の人がこの5,500人の中にどれぐらいの人が含まれているのか。分類されているのであればその辺を教えてくださいたいとお思います。



次に、13 ページの白老北整備事業です。予算上に上がっている振替が非常に大きいのです。財政課長からの説明がありましたけれども、内容的に大雑把にはわかりましたけれども、もっと具体的に逆に外構工事は施設整備に入れるべきだったと。あるいは備品購入で棚などの建設工事に変更した金額が非常に大きいのです。当初の概算設計をした部分と今回設計して予算変更なってきましたけれども、その辺の対比について説明願います。

○議長（山本浩平君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） プレミアム付商品券の非課税世帯の関係のご質問でございます。こちらにつきましては、具体的な数字は押さえていないのですが、おおむね年金を受けられている方が非課税というのが多いのかというのが実感でございます。というのは、ご夫婦でご主人がいて奥さんがいて年金を受けられていて配偶者控除が入っているとか、そういう場合だと結構非課税になる可能性が高いものですからそういう方が多いのかと。いわゆるひとり親世帯につきましては課税されない方、住民税課税ひとり親を受けられている方ですと所得が125万円以下の方につきましては住民税非課税ということになりますので、そうすると非課税の可能性がかなり高くなってくのではないかとこちらのほうでは分析しているところでございます。申し訳ありませんが課税につきましては押さえてはいないですけれども、傾向として年金を受けられている方と一人世帯の方が多いのではないかと原課として押さえてはございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 財産管理事務経費の今後の売却の仕方という内容のご質問かと思えます。面積が3,000平方メートルということで旧職員住宅の跡地を何らかの形で売却するという内容でございますので限定をして売却をするのか、それとも一般的な通常の町有地として売却するのかという部分については、まだ具体的には詰めている段階でございますので、その辺固まり次第議会には報告したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 今の質問は、報告ではなくて議会にその前にマスタープラン的な素案が出た場合、先に相談するのかという質問ですよ。結果を公表するのではなくて議会のほうに相談しますかと、そういう内容の質問です。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議決内容ではございませんので、どの場面で議会に説明するのかという部分はあろうかと思えますけれども、あくまでも町内で検討した内容については議会には説明したいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 土地利用の関係で言いますと、一般的に分譲される分については通常に分譲という考え方ですから、制度的なもので販売しない限りは基本的にそれを相談するというにはならないと思えます。ただ、制度的に我々が定住促進のために、例えば子育て世代のためのいわゆる住宅政策ですとか、移住、定住のための住宅政策をつく

る、そのような制度的な構築するために当該地を利用したい、こういうことをやりたいということができたときには議会には町の考えとしてご説明することは我々も考えていきたい部分です。町の利用の中でも全ての町有地についてこのように利用するためにということのご相談というのはなかなか全てができることにはならないと思っています。ただ、今言ったような制度的に我々が定住を促進するために必要な制度をつくり込む、そのときには当然予算もかかりますし、制度的な問題も必要になってくるでしょうから、そのときにきちんと制度設計についてはご説明を申し上げたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 備品購入費と工事の関係でございます。細かいところの今手持ち資料がないものですから改めてなのですけれども、まず外構工事として予算計上しておりました屋外看板、街灯制御盤また備品購入としては展示版などの家具なのですけれども当初備品購入費と計上していたのですが、こえは作成家具ということで、新たに工事請負の中に入れるべきではないかという、最終的には自主設計なものですから、こちらをこういうことで計上させていただいております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 財産管理の関係ですけれども、私が話しているのは副町長の答弁ありましたけれども、当初から議会で分譲地という形の中である程度の区画割りをして、こうしようと言ったら議論しません。あくまでも旧職員住宅の跡地をどうするかという部分でこういうふうにして業務委託をするということを知っているのです。ここ3,000平方メートルをある程度概略的な考え方でこういう形の中で土地利用をさせてもらうから今回業務委託、測量しますと言ったらわかるけれども、何もない中で測量しますと言うからこの土地をどうするのですか、分譲するという言い方をしているから財産処分すると言っているから分譲地であるのなら当然一区画100坪あるかどうかある程度整理すると思う。ただ、戸建てなのか集合住宅になるのか、その辺よくわからないからどういう形になるのですかということを知っているのです。それを今みたいに分譲地だから相談しなくていいという話ではなくて、ここの土地がどういう形で利用されるのかということを知っているだけです。そのために分譲地としてちゃんと確定して議会と整理されてこういう形で区画してだから測量委託しますと言うなら私はわかります。何もないからただやりますと言うから、こういう跡地をするのですかと知っているという話です。インフォメーションセンターの関係、課長から答弁あったけれども財政課長と同じ答弁です、私が言っているのは、具体的に柵にしても工事に適しているからと言っているのではなくて、どういう状況にあるから工事に入れてもいいのだと、当所備品で買うような柵だったのだけれども、これを設計上柵をやったときに含めると備品より安くなってよりよいものができて利便性が高まるから工事費に回したと、そういう部分の設計変更はどうなっているのですかということを知っているのです。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 財産管理事務経費のご質問でございますけれども、あくまでも分譲地として売却するということは前提でございます。ただその中で、戸建てのみにするのかとか集合住宅のみにするのかというような、その辺の条件というのはいま限定しておりませんので、その辺副町長もおっしゃったように、それを含めてあの土地を何らかの政策的な土地利用するための誘導的な売却をする場合はまた改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、それが無い限りはあくまでも分譲地ということで売却する前提でございます。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時09分

---

再開 午前 11時20分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 改めて平成30年度の予算の考え方でございます。当時は基本設計に基づきまして予算を要求させていただきました。自主設計をした結果、中身は議員がおっしゃられたとおり、既製品の備品でやるよりも作成既にあったような寸法に合わせたものにしたほうが適正な予算の効率化となるために今回このような形で予算を組みかえということで提案させていただいております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 9ページの財産管理費の町有地の旧職員住宅の跡は分譲地ということで政策的な誘導をしたということによろしいですね。今、インフォメーションセンター関係について棚ばかりではなくてほかにもあったのかということ。外構工事の1,600万円は施設工事に入れたと、建設工事に入ったと言っておりますけれども、外部工事も大事なのではございますけれども、どの部分が削られて、削った部分がどのような形の整備になって、なぜ建設工事に入った部分がどのような手当てになるのかということも聞いているのです。これは大事です。1,600万円建設工事に入れたということはどういう流れの中で行ってしまっただけで、減らした部分はどのような形で処理されているのか、その辺を聞いているのです。だから、もっと論理的に、具体的に理解できる答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 私から今回の補正内容、中身について若干ご説明をさせていただきます。まず、外構の1,600万円、これにつきましては大きくは看板と街灯の分電盤になります。街灯分電盤と看板につきましては、当初土木の外構工事として計画をしておりましたが、まず看板につきましては建築、設計的デザイン要素的に建物とのレイアウト的な部分がありまして、単純に外構土木工事に入れるよりか建築のインフォメーション

センターの施設と一体的な設計が適合するだろうという判断で看板の工事については建築工事にシフトをした形になってございます。分電盤については、インフォメーションの中に分電盤機能を内蔵させるものですから、土木工事ではなく建築の建物の中に分電盤工事の約600万円、分電盤が600万円、看板が約1,000万円程度、その2工種について建築工事に振りかえるという中身になります。先ほどの備品につきましては、建設課長から説明があったとおりなのですが、当初備品で考えていた部分につきましての概算工事費と自主設計の変更も含めた中で建物をつくっていく中で例えば代表的なものでいきますと棚とかカウンターとか建物の内装をつくりながらパーツで部材についても組み立てて建築工事の中でできるという判断で、そうすることによってコストも若干抑えるという効率性も含めて建築工事の中に入れて今回発注を進めていきたい考えでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 財産管理事務経費のご質問であります。分譲地として売却する予定であります。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員賛成〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議2-1をお開きいただきたいと思います。議案第2号 白

老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年5月7日提出。白老町長。

次に附則でございます。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2項、新条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議2-2をお開きください。議案説明でございます。

地方税法施工例等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日に施行されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表でございます。

第19条の改正内容につきましては、次のページにつけております議案第2号説明資料で説明をいたします。

それでは、説明資料をごらんください。

1、保険税軽減措置の拡充についてであります。この度の改正内容は、低所得者に対する国民健康保険税軽減措置の拡充でございます。国民健康保険税では加入世帯の総所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減を受けることができますが、今回の改正により5割、2割について基準所得額を引き上げることで軽減対象の拡充を図るものでございます。①7割軽減については改正ござしません。②5割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を27万5,000円から28万円に5,000円増額することにより、軽減対象となる所得金額を引き上げるものでございます。③2割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を50万円から51万円に1万円増額することにより、軽減対象となる所得金額を引き上げるものでございます。

次に2の対象世帯・影響額についてであります。改正後の対象世帯、保険税軽減の影響見込み額につきましては、平成30年度当初賦課データをもとに試算結果、世帯数で32世帯の増、軽減額は533千円の増額となっております。内訳につきましては記載のとおりでございます。

最後に3、改正前と改正後を比較した軽減判定所得の計算例でございます。まず例1では夫婦の2人世帯、世帯の総所得金額89万円で現行2割の軽減の対象の方は、改正後では5割程度の対象となるものでございます。例2では夫婦2人世帯、世帯の総所得135万円で現行では軽減の対象外でございましたが、改正後は2割軽減の対象となるものでございます。以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額) 第19条 略 (1) 略 ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>50万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2 略	(国民健康保険税の減額) 第19条 略 (1) 略 ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>51万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2 略

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終了しました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員賛成〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

---

◎報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 6、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第 1 号でございます。報 1-1 をお開きください。専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 5 月 7 日提出。白老町長。

第 4 号、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際して歳入歳出予算の補正をすること。

次のページです。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日専決、白老町長。

平成 30 年年度白老町一般会計補正予算（第 13 号）。

平成 30 年年度白老町一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ 119 億 1,4620,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。1 歳入、次のページの歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

歳出予算別事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。8 ページをお開きください。7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、（1）特産品 PR 事業。財源振かえでございます。本年の 2 月及び 3 月に 390 万 3,000 円のふるさと納税の指定寄付があり、このうち過去の経費充当誤りの修正分含め 234 万 8,000 円を本事業に充当することとし、同額一般財

源を減額するものでございます。

続きまして、14 款、諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金 155 万 5,000 円の増額補正でございます。ふるさと GENKI 応援寄付金基金の寄付分でございますが、指定寄付金から経費充当分を除いた金額を積立するものでございます。歳出は以上でございます。

続きまして歳入であります。6 ページにお戻りください。18 款寄付金 155 万 5,000 円の増額補正であります。歳出でご説明いたしました、指定寄付分として 390 万 3,000 円の増額補正であります。一般寄付金は特産品 PR 事業に財源を振りかえたことから 234 万 8,000 円の減額であります。

なお、ふるさと納税につきましては、支出がまだ残っており歳出が確定しておりませんが、平成 30 年度のふるさと納税寄付額は 4 億 2,163 万円。前年比で 3,516 万 5,000 円の減となりましたのでご報告申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

11 番、西田祐子議員。

○11 番(西田祐子君) ふるさと納税の総額のことでお伺いいたします。30 年度分で 4 億 2,163 万円ということで、前年度対比 3,516 万 5,000 円が少なくなった。こういうことに対しまして担当課でどのような分析をされているのか。やはり今年度、令和元年目標額をいくらしして目標を達成するためにどのような政策を行うのか、その辺も協議されていると思うのですけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) まず、30 年度のふるさと納税の状況でございまして、今回約 3,500 万円程度の前年同比減額となった原因でございますけれども、これにつきましては町の体制といたしましては 29 年度、30 年度変更なく行ってきておりますが、推移につきましてもほぼ月ごとの推移でございますけれども、多少の増減はあるものの前年度と同程度で推移はしてきたのですけれども、大きく減じたのは 12 月、いわゆる書き入れどきと申しましうか 12 月 15 日以降に前年と比較して大きく減となった。もちろんほかの月よりは伸びているのですけれども、伸び幅が伸びなくなったというのが大きな原因でございます。これはなぜかということでございますが、これはあくまでも私どもの想定ではありますけれども、12 月 15 日にほかのギフト券付、プレミアム付のふるさと納税が他自治体で出まして、その辺で同じ町との返礼品と同様の返礼品とを出している自治体がそのようなプレミアム付の寄付を募ったことで、おそらくそちらのほうにかなり流れたものと考えてございます。大きなプレミアム付商品券につきましては地方税法の改正によりましてこれは認められないということになってございますので、本年 6 月からの施行日以降はこのようなものはまずないと認識してございます。もう一つは、やはり 28 年度をピークに毎年少



しづつですけれども減じている状況を挽回するために、今年度より担当今まで2課体制でやっていたものを1つの課で集中して現在寄付の採納合せて特産品PR事業を一緒に行うことで効率よくやっていきたいということと、併せていろんなチャンネルもふやしていきたいという考えの中で現在進めている状況であります。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今後でございます。財政課長からお話がありましたとおり、今まで2つの課でしたが、今年度から企画課で中心となりまして、当然今まで財政課、経済振興課のご協力をいただきながらより強力的に進めていこうということで取り組みをさせていただいております。中身としましては、やはりポータルサイト今1カ所しか使っていなかったのですが、どうしてもふるさと納税をされる方というのは同じポータルサイトしか見ないものですから、ほかのサイトをみないという傾向がありますので、それを他チャンネル化といいますか例えば2つないしは3つとふやしていった中で少しでも多くの寄付をいただけるような取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 大体お考えはわかりました。私はふるさと納税に対して昨年議会でも視察をさせていただきましたけれども、たくさん寄付をいただいているところは10本以上やはりチャンネルを持っていると。もう一つは差別化です。今度から総務省で全国一律に3割を超えないようにということになってきたら、ではその中でどうやって差別化をしていくのかとなったとき、白老町の特徴のあるものを生かしていかなければならないのかと思うのです。少し考えていただきたいのは、職員から例えば募集するとか、町民の方々からこういうのはどうだろうと募集するとか、そういうことも1つ考えながら、せっかく今こういうものをもらえる時期なので、来年度白老町はウポポイ開設あります。そこと結びつけた商品券を考えると何か差別化できないのかと思いますので、ぜひそれをして大きく収入になるように努力していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 議員からお話しをいただいたとおり、多チャンネル化、商品開発、差別化というのは非常に重要だと私どもも捉えているところでございます。ウポポイ開設もありありますので、そういう部分で新商品の開発とか、これは企画ということではなくて全町的な取り組みをしていかなければならないと捉えておりますし、さまざまな方々からの意見も聴取しながら進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 報2-1をお開きいただきたいと思います。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月7日提出。白老町長。

第6号、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次のページでございます、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、のちほどご説明させていただきます。

次に附則でございます。

（施行期日）。

第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）。

第2項、改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページでございます。

議案説明です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものである。

改正の内容につきましては、添付しております報告第2号で説明をさせていただきます。こちらにつきましては、3月7日開催の全員協議会におきまして専決処分の内容については既にご説明しておりますが、資料で若干説明をさせていただきます。

報告第2号の説明資料をごらんください。

1、改正趣旨については記載のとおりです。

2、改正内容ですが、課税限度額を合計 93 万円から 96 万円に 3 万円引き上げます。国保の医療に要する費用に充てる基礎課税額分を現行の 58 万円から 3 万円引き上げて 61 万円とするものです。その他の後期高齢者支援金等課税額分と介護納付金課税額分は現状のままです。

3、対象世帯・影響額についてであります。平成 30 年度当初課税データをもとに試算したところ、対象世帯は国民健康保険に加入している約 3,400 世帯のうち 47 世帯、影響額は 134 万 4,000 円の増額となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58 万円</u> とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 19 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>58 万円</u> を超える場合には、<u>58 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61 万円</u> とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 19 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61 万円</u> を超える場合には、<u>61 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16</p>

万円)の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

(3) 略

ア～カ 略

2 略

万円)の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

(3) 略

ア～カ 略

2 略

○議長(山本浩平君) ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(山本浩平君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日5月8日から6月30日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 西 田 祐 子